# 計画2 「練馬こども園」の創設

#### く 5 年後の目標>

「練馬こども園」の創設により、多様なニーズに応じて教育・保育サービスを選択できる社会の実現

### 3 か 年 の 取 組

### 1「練馬こども園」の創設

つぎの3つの取組を行う幼稚園を「練馬こども園」として認定し、その数を増やすことで保護者の多様なニーズに応えるため、私立幼稚園における預かり保育に対して、区独自の補助を実施します。

将来的には保育所についても「練馬こども園」として認定し、練馬区ならではの幼保一元化をめざすため、その条件等について保育所と協議します。

① 私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大

私立幼稚園が長時間(11時間)の預かり保育を行いやすくするため、区で独自の補助を実施します。

私立幼稚園の実情に応じて選択できるよう、通年で実施する「強化型」と、土曜日等を実施しない「標準型」の2つのメニューを設定します。

② 私立幼稚園と認証保育所等との提携

主に2歳児までを対象とする認証保育所や小規模保育事業者などと私立幼稚園の間で、卒園児受け入れに関する提携を行います。

③ 幼稚園と保育所における教育・保育の質のさらなる向上

幼稚園と保育所の間で、職員交流や合同研修などを積極的に実施し、それぞれが有する幼児教育などのノウハウの共有を進めます。

29年度目標	26年度末の現況	3か年計画			合計
		27年度	28年度	29年度	
練馬こども園 認定園30園	_	20園認定 <強化型10園> <標準型10園>	5園認定 <強化型1園> <標準型4園> (計25園)	5園認定 <強化型1園> <標準型4園> (計30園)	30園認定
事業費(百万円)		97	113	133	343

事業実施課:教育振興部 学務課

こども家庭部 こども施策企画課、保育課

## 2 保育サービス等の拡充

### ① 保育所等の拡充

待機児童解消をめざして、私立認可保育所や地域型保育事業の誘致等を進め、定員を拡大します。

29年度目標 <sup>※1</sup>	26年度末の現況 <sup>※1</sup>	3か年計画			∆=L
		27年度	28年度	29年度	合計
認可保育所 133所 (定員12,919名)	認可保育所 125所 (定員11,881名)	5所(定員390名) 新設	2所(定員180名) 新設	1所(定員60名) 新設	8所(定員630名) 新設
		定員増270名	定員増118名	定員増20名	定員増 408名
		(定員計12,541名)	(定員計12,839名)	(定員計12,919名)	(定員計12,919名)
地域型保育事業 36所 (定員620名)	小規模保育事業 <sup>※2</sup> 9所 グループ型家庭的 保育事業 <sup>※2</sup> 4所 事業所内保育事業 <sup>※2</sup> 2所 (定員221名)	地域型保育事業	地域型保育事業	地域型保育事業	地域型保育事業
		8所(定員152名) 新設	10所(定員190名) 新設	3所(定員57名) 新設	21所(定員399名) 新設
		(定員計373名)	(定員計563名)	(定員計620名)	(定員計620名)
豊玉保育園の改築 による定員増	_	基本設計 実施設計	工事(一部)	工事(完了)	基本設計 実施設計 工事
事業費(百万円)		657	669	489	1,815

<sup>※1 ・・・</sup> 翌年度4月1日時点の数値。

事業実施課:こども家庭部子育て支援課、保育課、保育計画調整課

### ② 多様な保育サービスの充実

保護者の多様な就労形態にあった保育サービスを充実します。

29年度目標	26年度末の現況	3か年計画			合計
		27年度	28年度	29年度	口前
延長保育 98か所での実施	延長保育 74か所での実施	16か所 (計90か所)	6か所 <sup>※1</sup> (計96か所)	2か所 <sup>※1</sup> (計98か所)	24か所 (計98か所)
休日保育 5か所での実施	休日保育 4か所での実施	1か所 (計5か所)		_	1か所 (計5か所)
ー時預かり 30か所での実施	一時預かり 21か所での実施	9か所 (計30か所)	-	_	9か所 (計30か所)
病児・病後児保育 <sup>※2</sup> 7か所での実施	病児・病後児保育 <sup>※2</sup> 6か所での実施	1か所 (計7か所)	_	_	1か所 (計7か所)
事業費(百万円)		20 <sup>**3</sup>	0	0	20

<sup>※1 ・・・</sup> 認証保育所から認可保育所への移行による実施箇所数は除きます。

事業実施課:こども家庭部保育課、保育計画調整課

<sup>※2 · · · 「</sup>小規模保育事業」、「グループ型家庭的保育事業」および「事業所内保育事業」は27年度から「地域型保育事業」に位置付けられます。

<sup>※2・・・</sup> 翌年度4月1日時点の数値。

<sup>※3・・・</sup> 事業費は病児・病後児保育の施設整備費のみ記載しています。